都市計画公聴会の開催

公

目

次

区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により六戸都市計画

項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

号外第三十七号

平成二十二年四月十六日

右 右 右 右 右 右 都市計画公聴会の開催 公 同 同 同 同 告 (都市計画課) ... 同 同 同 同 同 同 同 : : : : : 껃녴

兀 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

ならない。

公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、六戸町の区

書面の提出期限

3

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

書面の提出先

4

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

六戸町企画財政課 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六〇

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

都市計画変更案の概要

開催の日時

平成二十二年五月十二日 午前十時三十分から

開催の場所

六戸町役場 二階大会議室 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六〇

Ξ

案件

六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変更

案」という。)

2 域内に住所を有する者とする。

5 公述人の選定

五

青森県知事

 \equiv 村 申

吾

項の規定により公告する。

六戸都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・5・1号犬落瀬中央線を次のように変更する。 都市計画道路中3・5・2号犬落瀬舘野線を廃止する。

(2)

幹線街路	坦	# #
3 · 5 · 1	畑	′⁄⁄
犬落瀬中央 線	路線名	黏
六戸町 落瀬字排	陆	
洪字 大 以 大	汃	企
六戸町大字: 落瀬字千刈(游	Ż
大平 学 大田	猵	
六戸町大字犬 落瀬字後田	主 経過塔	
約900m	温	区域
地表式	構造形式	
2 車線	単の数数	構
12m	肅	
幹線街路と平面交差 2 箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	造
	盖卷	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

阻 ! 由本都市計画区域における土地利用を勘案し、 街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 都市計画変更案の閲覧

閲覧場所

県

報

六

六戸町企画財政課 青森県県土整備部都市計画課

2 閲覧期間

青

森

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により五戸都市計画

青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二

平成二十二年四月十六日

開催の日時

青森県知事 Ξ 村 申

吾

平成二十二年五月十三日 午後四時から

開催の場所

五戸町立公民館 三階第三研修室(三戸郡五戸町字下モ沢向八の二)

Ξ 案件

案」という。) 五戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変更

兀 公述の申出等

ならない。

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 五戸町の区

書面の提出期限

3

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の

五戸町建設課 三戸郡五戸町字古舘二一の

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

五戸都市計画道路の変更(青森県決定

都市計画道路中3・3・1号扇田上新井田線ほか2路線を次のように変更する。 都市計画道路中3・4・3号上新井田追分線を廃止する。

是 我	号外第37	ち		
	※ 街 路	· 草中	温	孟
3.5.4	3 · 4 · 4	ω	畑	俎
中ノ沢鍜冶屋窪上ニ線	二本柳古館 線	扇田上新井田線	路線名	称
五戸町字中丿沢	五戸町字二本	五戸町大字扇田字長下夕	問	
五戸町字鍜冶屋窪上川	五戸町字古館 下川原	3 五戸町字上新 井田	淡	位
学 大	字正場沢	字古街道長根	主経過地	圃
約2,520m	約2,840m	約4,510m	沿	区域
地表式	地表式	地表式	構造形式	
2 車線	2 車線	4 車線	事機機	構
12m	16m	27m	肅	
幹線街路3・3・1号扇田上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差 5 箇所	幹線街路3・3・1号扇田 上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	幹線街路3・4・5号工業団地北線、3・4・4号二本柳古館線、3・5・5号古街道長根沢向線、3・5・4号中ノ沢鍜治屋窪上三線、3・4・3号上新井田追分線と立体交差	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	造
			血	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、 街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 六 都市計画変更案の閲覧

青

森

亜

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

五戸町建設課

閲覧期間

2

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで『『『』』

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により鶴田都市計画

で、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第二区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの

平成二十二年四月十六日

項の規定により公告する。

青森県知事 三 村 申

吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十四日 午後一時三十分から

D -

開催の場所

鶴田町役場 国際交流会館二〇二会議室 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二〇〇

の 一

三案件

案」という。 鶴田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変更

四 公述の申出等

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、 意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 鶴田町の区

書面の提出期限

3

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

書面の提出先

4

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

鶴田町建設整備課 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二〇〇の一

5

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。 公述人の選定

五

都市計画変更案の概要

鶴田都市計画道路の変更 (青森県決定

				都都
笹紹	韓	坦	月重	
3 · 5 · 1	3 · 4 · 2	細。	加	画道路中3・ 画道路中3・
菖蒲川新田 子線	駅通り線	路線名	称	4 · 2 号駅通 4 · 3 号押上
鶴田町大字菖 蒲川字前田	鶴田町大字鶴 田字前田	問		り線ほか1路線 中泉線及び3・
鶴田町大字鶴 田字相原	鶴田町大字鶴 田字生松	游	位	を次のように変5・2号東笹森
大字鶴田字早 瀬	大字鶴田字生 松	出な経過地		変更する。 縁相原線を廃止す
約2,730m	約380m	河	区域	0)
地表式	地表式	構造形式		
2車線	2車線	事線数数	構	
12m	17m	肅		
幹線街路と平面交差 7箇所	幹線街路と平面交差 2箇所	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	造	

痽 妣

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

・ ・ ・本都市計画区域における土地利用を勘案し、

青

都市計画変更案の閲覧

六

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

鶴田町建設整備課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである

ので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第 画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により六ヶ所都市計

平成二十二年四月十六日

|項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

開催の日時

平成二十二年五月十二日 午後三時から

4

書面の提出先

開催の場所

六ヶ所村中央公民館 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五

更案」という。) 六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案 (以下「都市計画変 Ξ

案件

兀

公述の申出等

1

ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

横浜町、野辺地町の区域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、六ケ所村、

書面の提出期限

3

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

横浜町総務課 上北郡横浜町字寺下三五 六ケ所村企画調整課 上北郡六ケ所村大字尾駮字野附四七五 青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地 | 二三の|

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五

都市計画変更案の概要

六ヶ所都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・2・1号尾駮倉内線ほか3路線を次のように変更する。 都市計画道路中3・2・4号工業地区幹線を廃止する。

幹線街路								坦	孟				
3 · 3 · 1	3 · 2 · 3	3 · 2 · 2			構造形3				北京	击 岭米	3 · 2 · 1	無	在 (九
干歳鷹架線	鷹架南幹線	東西幹線		構造形式の内訳				半淡気のどがし	子 出	尾駮倉内線	路線名	称	
六ケ所村大字 倉内字笹崎	六ケ所村大字 鷹架字道丿下	六ケ所村大字 尾駮字沖付		六ケ所村大字 尾駮字野附	六ケ所村大字 尾駮字上尾駮	六ケ所村大字 尾駮字上尾駮	六ケ所村大字 鷹架字道ノ上	六ケ所村大字 鷹架字道ノ上			六ケ所村大字 倉内字前谷地	陆	1
六ケ所村大字 鷹架字道丿上	六ケ所村大字 鷹架字道丿下	六ケ所村大字 尾駮字二又		六ケ所村大字 尾駮字野附	六ケ所村大字 尾駮字上尾駮	六ケ所村大字 尾駮字弥栄平	六ケ所村大字 鷹架字発茶沢	六ケ所村大字 鷹架字道ノ上	2 車線	4 車線	六ケ所村大字 尾駮字猿子沢	%	位
大字鷹架字内 子内		六ケ所村大字 尾駮字上弥栄									大字鷹架字道 丿下	主 経過地	
約9,060m	約3,830m	約11,160m	約20,520m	約360m	約550m	約420m	約570m	約400m	約3,100m	約19,720m	約22,820m	延長	区域
地表式	地表式	地表式	地表式	掘割式	掘割式	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	를 다 기	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			地表式	構造形式	
4 車線	4 車線	4 車線									4 車線	車線の数	構
25m	30m	30m	16 ~ 30m	16m	30m	30m	30m	30m			30m	肅	
幹線街路3・2・1号尾駮 倉内線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	幹線街路 3・2・1号尾駮 倉内線と立体交差 幹線街路と平面交差 1箇所	幹線街路 3・2・1 号尾駮 倉内線と立体交差	幹線街路3・2・2号東西 幹線、3・2・3号鷹架南 幹線、3・3・1号千歳鷹 架線と立体交差 幹線街路と平面交差 9箇所									地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	神
												血	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

阻

<u>!</u> 由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

Ξ

六 都市計画変更案の閲覧 都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

1

六ケ所村企画調整課

横浜町総務課

野辺地町建設環境課

2

閲覧期間

3

閲覧時間 平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

十一号) 第二条第二項の規定により公告する。 公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二 計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり |市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により五所川原都市

平成二十二年四月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年五月十四日 午前十時三十分から

開催の場所

五所川原市役所 五階第二会議室 五所川原市字岩木町一二

、以下「都市計画変更案」という。

五所川原都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案

兀 公述の申出等

1 ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

> 2 の区域内に住所を有する者とする 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 五所川原市

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部都市計画課

五所川原市建設部都市計画課

五所川原市字岩木町一二

5 公述人の選定

五

都市計画変更案の概要

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は、

都市計画変更案の閲覧

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

五所川原市建設部都市計画課

閲覧期間

2

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

号) 第二条第二項の規定により公告する。 会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 区域の整備、 都市計画法 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により鶴田都市計画 (平成十六年三月青森県規則第二十一

平成二十二年四月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

開催の日時

開催の場所

平成二十二年五月十四日 午後一時三十分から

の

Ξ 案件

鶴田町役場 国際交流会館二 二会議室 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二

兀 公述の申出等

都市計画変更案」という。

鶴田都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以下

1 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 鶴田町の区

3 書面の提出期限 県

報

ならない。

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青

森

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定

鶴田町建設整備課

北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二

<u>の</u>

書面を提出した者のうちから知事が選定し、 その旨を本人あて通知する。

都市計画変更案の概要

五

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 対象に、 体の都市として整備、 都市計画区域の整備、 青森県が広域的な見地から、 開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 開発及び保全の方針 長期的視点に立った都市の将来像を明確にす (都市計画区域マスタープラン) は

都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

鶴田町建設整備課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

閲覧時間

3

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

号) 第二条第二項の規定により公告する。 会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一 区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により六戸都市計画

平成二十二年四月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年五月十二日 午前十時三十分から

_ 開催の場所

六戸町役場 二階大会議室 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六

Ξ

「都市計画変更案」という。) 六戸都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案(以下

兀 公述の申出等

ならない 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

2 域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 六戸町の区

書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

1

閲覧場所

青 県 報 森 号外第37号

> 六戸町企画財政課 青森県県土整備部都市計画課 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六 青森市長島一丁目一の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

対象に、 ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を 都市計画区域の整備、 青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は、

都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

青森県県土整備部都市計画課 六戸町企画財政課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

会を開催するので、 区域の整備、 都市計画法 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定により五戸都市計画 青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一

平成二十二年四月十六日

号) 第二条第二項の規定により公告する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年五月十三日 午後四時から

開催の場所

五戸町立公民館 三階第三研修室(三戸郡五戸町字下モ沢向八の二)

Ξ

「都市計画変更案」という。) 五戸都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案 (以下

Д 公述の申出等

ならない。 住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに

域内に住所を有する者とする。 公聴会に出席して意見を述べることを申し出ることができる者は、 五戸町の区

2

書面の提出期限

3

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課

五戸町建設課 三戸郡五戸町字古館ニーの 青森市長島一丁目一の一

公述人の選定

5

五

都市計画変更案の概要 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。 るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお 対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にす 一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン) は、

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、

次のとおり閲覧に供する。

閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

五戸町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目|番七七号|(印刷所・販売人)

社 定価小口一枚二付十五円一銭号 毎週月・水・金曜日発行